

豊島区擁壁等対策工事等助成金交付要綱

令和2年3月25日

建築担当部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、大雨、地震等の自然災害に備えて、豊島区の区域内(以下「区内」という。)の土砂災害特別警戒区域内に存する擁壁又はがけ(以下「擁壁等」という。)に対して安全性確保のための対策工事等を行う所有者又は所有者の了承を得た者(以下「所有者等」という。)に対し、当該工事等に要する経費の一部を助成することにより、宅地及び建築物の安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)土砂災害特別警戒区域 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」第9条第1項に規定する区域をいう。
- (2)がけ 地表面が水平面に対し30度を超える角をなす土地をいう。
- (3)擁壁 がけの崩壊を防ぐための築造物をいう。
- (4)耐震診断 宅地擁壁老朽化判定マニュアル又はこれに準ずる判断方法に基づく既存の擁壁等の状況についての調査並びに判定をいう。
- (5)補強設計 耐震診断に基づき、自然災害に対して安全性の向上を図る既存の擁壁に対する補強のための工事の設計をいう。
- (6)築造設計 耐震診断に基づき、自然災害に対して安全性の向上を図る新たな擁壁の設計をいう。
- (7)補強設計等 補強設計、築造設計をいう。
- (8)対策工事 自然災害に対して、既存の擁壁等の安全性の向上を図る工事をいう。
- (9)対策工事等 補強設計等、対策工事をいう。
- (10)対象地 区内の土砂災害特別警戒区域をいう。

(助成対象)

第3条 この要綱による助成金の対象となる事業は、この要綱による同一項目の助成を受けていないもの

で、次に掲げるいずれかの号の要件を満たすものとする。

(1) 擁壁等の補強設計等

- イ 対象地にある擁壁等で耐震診断により崩落のおそれがあると判断されたものであること。
- ロ 当該擁壁等の下端から水平距離がその高さの 2 倍以内又は当該擁壁等の上端からの水平距離が 10 メートル以内に建築物があること。
- ハ 原則、将来的に土砂災害特別警戒区域の指定の解除が望める補強設計等とすること。
- ニ 補強設計は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)及び関係法令に重大な不適合がある場合は、是正する設計を同時に行うものであること。

(2) 擁壁等の対策工事

- イ 対象地にある擁壁等で耐震診断により倒壊のおそれがあると判断されたものであること。
- ロ 当該擁壁等の下端から水平距離がその高さの 2 倍以内又は当該擁壁等の上端からの水平距離が 10 メートル以内に建築物があること。
- ハ 原則、将来的に土砂災害特別警戒区域の指定の解除が望める対策工事とすること。
- ニ 対策工事は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)及び関係法令に重大な不適合がある場合は、是正が同時になされるものであること。
- ホ 新たに築造する擁壁等については、建築基準法の道路に突出せず、豊島区狭あい道路拡幅整備条例(平成 13 年 7 月 13 日条例第 50 号。以下「条例」という。)に基づく拡幅整備が必要な場合には協力すること。

(助成対象者)

第 4 条 この要綱による助成を受けることができる者は、助成対象となる擁壁等の所有者等で、次の各号のいずれかに該当する者を除く。ただし、区長が特に必要があると認める者については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準じる団体。
 - (2) 対策工事等について、本要綱以外による助成金交付の決定を受けている者。
 - (3) 建築物又は土地の販売による利益を目的とした事業者。
 - (4) 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号の規定による中小企業者以外の会社。
- 2 複数のものが共有している場合は、共有者の同意を必要とする。
- 3 対象地内の擁壁等が建物の区分所有者等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 1 条に規定する建築物(以下「区分所有建物」という。)の敷地に存する場合は、当該区分所有建物の管理組合の代表者又は原則として区分所有者全員の承諾を得た者とする。

4 申請者が擁壁等の所有者と異なる場合は、当該所有者の同意を必要とする。

(助成金の交付額等)

第5条 助成額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 第3条(1)に定める擁壁等の補強設計等

イ 補強設計等に要した費用の範囲内とし、10万円を限度とする。

(2) 第3条(2)に定める擁壁の対策工事

イ 対策工事に要した費用の2分の1とする。

ロ 助成額は500万円を上限とする。

2 1000円未満は切捨てとする。

3 消費税相当額は助成金の対象としない。

4 助成額は、当該年度の予算の範囲内とする。

(助成金の承認申請及び承認決定)

第6条 この要綱による助成を受けようとする者は、当該助成に係る契約を締結する前に、擁壁等対策工事等助成承認申請書(第1号様式)を区長に提出しなければならない。このとき、第3条(1)に定める擁壁等の補強設計等を行おうとする者は別表第1-1、第3条(2)に定める擁壁等の対策工事を行おうとする者は別表第1-2に掲げる書類を添えなければならない。

2 区長は、前項の申請に基づきその内容を審査し、助成対象となることを承認したときは、擁壁等対策工事等助成対象承認通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 区長は、助成の承認にあたり必要と認める条件を付することができる。

(助成の取止め及び変更)

第7条 前条の規定により助成の承認を受けた者(以下「助成承認者」という。)は、その擁壁等の対策工事等助成を取止めようとするときは、擁壁等対策工事等助成取止め届(第3号様式)を区長に提出しなければならない。

2 助成承認者は、当該擁壁等対策工事等助成承認申請書に記載された内容を変更しようとするときは、擁壁等対策工事等助成変更承認申請書(第4号様式)により区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該変更を承認したときは、擁壁等対策工事等助成変更承認通知書(第5号様式)により当該助成承認者に通知する。

(完了報告)

第 8 条 助成承認者は、第 3 条(1)に定める擁壁等の補強設計等又は第 3 条(2)に定める擁壁等の対策工事が完了したときは、擁壁等対策工事等完了報告書(第 6 号様式)を提出し、速やかに区長に報告しなければならない。

(助成金の交付申請及び交付決定)

第 9 条 助成承認者は、前条の規定により擁壁等対策工事等完了報告書を提出するときは、擁壁等対策工事等助成金交付申請書(第 7 号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。このとき、第 3 条(1)に定める擁壁等の補強設計等を行った助成承認者は別表第 2-1、第 3 条(2)に定める擁壁等の対策工事を行った助成承認者は別表第 2-2 に掲げる書類を添えなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、助成金の交付を決定したときは擁壁等対策工事等助成金交付決定通知書(第 8 号様式)により、助成金の不交付を決定したときは擁壁等対策工事等助成金不交付決定通知書(第 9 号様式)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第 10 条 前条第 2 項の規定による通知を受けた者(以下、「助成決定者」という。)は、速やかに擁壁等対策工事等助成金交付請求書(第 10 号様式)により区長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 区長は、第 1 項の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 11 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成対象の内容が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(3) 豊島区補助金交付規則(昭和 61 年 8 月 27 日規則第 59 号)に違反したとき。

(4) その他、区長が不相当と判断したとき。

2 区長は、前項の取消しを決定したときは、速やかにその内容を擁壁等対策工事等助成金交付決定取消通知書(第 11 号様式)により当該助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 12 条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、すでに助成金が交付されている場合の返還にあたっては、豊島区補助金交付規則により期限を定めて返還を命ずるものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、建築担当部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。